

地方創生SDGs
課題解決モデル都市に係るQ&A

令和7年1月24日
第4版

<目次 -contents- >

1. 制度全般	1
1. 地方創生SDGs課題解決モデル都市の選定はいつまで行うのか。	1
2. SDGs自治体施策支援補助金の補助期間は何年か。	1
3. 人口はいつ時点のものとするのか。	1
4. 選定基準の内容如何。	1
2. 事業選定	1
5. 提案様式1の「(1) 地域概要」はどの程度の詳細を記載すべきか。	1
6. 提案様式1の「(2) 課題」の項目は何を書けばいいのか。	1
7. 提出後に、提案内容の変更または誤字等が発覚した場合は、提案書を差し替えることは可能か。	1
8. 地方創生SDGs課題解決モデル都市の選定は小規模な自治体が対象か。	1
9. 環境モデル都市、環境未来都市、SDGs未来都市及び広域連携SDGs未来都市に選定されている都市は対象となるのか。	1
10. 環境モデル都市、環境未来都市、SDGs未来都市及び広域連携SDGs未来都市に選定されている都市には加点要素があるのか。	1
11. 地方創生SDGs課題解決モデル都市は、選定基準に基づく点数のみで都市を選定するのか。	2
12. 内閣府が設置する専門家リストにはない専門家を自治体が自ら希望することは可能か。	2
13. 内閣府が設置する専門家と事前に自治体が連絡を取ることは可能か。	2
14. 専門家との契約は個人と法人どちらですべきか。	2
15. 既存事業の実施及び既に関わっている専門家は対象となるのか。	2
16. 1つの項目でも記載が不足している場合、ただちに選定対象外となるか。	2
17. 地方創生SDGs課題解決モデル都市の提案に関し、提案において情報公開（提案の有無など）を行うことは可能か。	2
18. 事業実施後の報告・公表事項とはどのような内容か。	2
19. 募集期間中の事前相談は受け付けるのか。	3
20. 事業選定後は進捗状況等を報告する必要があるか。	3
3. SDGs自治体施策支援事業、地方創生推進事業費補助金（SDGs自治体施策支援事業分）	3
21. 地方創生支援事業費補助金（SDGs自治体施策支援事業分）（以下、「補助金」）について、どのような事業が対象となるのか。	3
22. 特別会計や企業会計から財源が拠出されるSDGs自治体施策支援事業についても補助対象となるか。	3
23. 補助金の繰越は可能か。	3
24. 補助事業はいつから着手できるか。	3
25. どのような経費が対象となるか。	3
26. 設備をリースにより導入することは可能か。	4
27. 補助金を任意の基金の積立金に使用することは可能か。	4
28. 事業者等に一括委託とする経費については、原則として補助金の対象外とする理由如何。	4
29. 「一括委託」の判断基準如何。	4
30. 一括委託と判断された場合、直ちに地方創生SDGs課題解決モデル都市の選定対象外となるのか。	4
31. 本補助金は適債か。	4
32. 補助金の自治体負担分に企業版ふるさと納税を充てることは可能か。	4
4. 新しい地方経済・生活環境創生交付金	4
33. 新しい地方経済・生活環境創生交付金の弾力措置の対象となるか。	4

1. 制度全般

1. 地方創生SDGs課題解決モデル都市の選定はいつまで行うのか。
 - ・地方創生SDGs課題解決モデル都市の選定は、令和6年度補正予算により臨時的に実施するものである。次年度以降の選定については、未定であり、今後検討することとしている。
2. SDGs自治体施策支援補助金の補助期間は何年か。
 - ・選定年度における単年度である。
3. 人口はいつ時点のものとするのか。
 - ・令和6年4月1日から提案書提出時での直近のものとする。
4. 選定基準の内容如何。
 - ・選定基準は、第91回自治体SDGs推進評価・調査検討会における議論を経て策定されたものである。

2. 事業選定

5. 提案様式1の「(1) 地域概要」はどの程度の詳細を記載すべきか。
 - ・様々な歴史的経緯や立地条件、人口、産業経済等を踏まえ、地域の課題や特性、資源等を記載いただきたい。
6. 提案様式1の「(2) 課題」の項目は何を書けばいいのか。
 - ・経済・社会・環境の3側面に留意し、深刻度、喫緊度、共通性・モデル性のある課題を記載すること。また、提案された課題が自治体の目指すビジョン（総合計画等）上の位置付けを記載すること。
7. 提出後に、提案内容の変更または誤字等が発覚した場合は、提案書を差し替えることは可能か。
 - ・締切前であれば差し替えは可能である。但し、締切後の差し替えは一切認めない。
8. 地方創生SDGs課題解決モデル都市の選定は小規模な自治体が対象か。
 - ・当事業は、人口5万人以下の地方自治体、及び人口減少が著しく、近い将来5万人を下回る可能性が高い地方自治体が対象となる。
9. 環境モデル都市、環境未来都市、SDGs未来都市及び広域連携SDGs未来都市に選定されている都市は対象となるのか。
 - ・環境モデル都市、環境未来都市、SDGs未来都市及び広域連携SDGs未来都市に選定されている自治体でも選定対象となる。ただし、モデル事業及び未来都市選定時に記載した課題と同一の課題は対象外とし、事業を進めた上で新たに生じた課題は対象とする。
10. 環境モデル都市、環境未来都市、SDGs未来都市及び広域連携SDGs未来都市に選定さ

れている都市には加点要素があるのか。

- ・環境モデル都市、環境未来都市、SDGs未来都市及び広域連携SDGs未来都市である事実が選定に当たって有利となることはない。
- ・地方創生SDGs課題解決モデル都市は、公平に評価されるものである。

11. 地方創生SDGs課題解決モデル都市は、選定基準に基づく点数のみで都市を選定するのか。

- ・地方創生SDGs課題解決モデル都市の選定推薦案の作成に当たっては、検討会において選定基準に則った点数及び参考意見並びにヒアリング結果により、総合的に判断されるものである。検討会において若干数の事業を推薦する予定。

12. 内閣府が設置する専門家リストにはない専門家を自治体が自ら希望することは可能か。

- ・可能である。その場合、希望する専門家の実績を提案等式1に記載すること。

13. 内閣府が設置する専門家と事前に自治体が連絡を取ることは可能か。

- ・提案前に必ず専門家と直接連絡を取り、事業に選定された際には引き受けていただく旨の承諾を得ること。

14. 専門家との契約は個人と法人どちらですか。

- ・個人・法人どちらでも契約可能だが、必ず指定した専門家が事業に携わることに留意すること。

15. 既存事業の実施及び既に関わっている専門家は対象となるのか。

- ・既存事業のなかで新たに生じた課題に対して事業実施することは可能。また、既に関わっている専門家を指定することは可能。

16. 1つの項目でも記載が不足している場合、ただちに選定対象外となるか。

- ・様式の記載事項は、選定を行うために必要な事項であり、すべて記入して提出されることが望ましい。
- ・選定に当たって選定推薦案を作成するのは検討会であり、その観点から事務局は責任をもってお答えする立場にないが、事務局による外形要件による整理においては、記載事項の不足は考慮する要件となるものと予想される。

17. 地方創生SDGs課題解決モデル都市の提案に関し、提案において情報公開（提案の有無など）を行うことは可能か。

- ・提案の有無についての情報公開は各団体の判断によるものとする。ただし、情報公開の時期は、提案募集締切後とする。なお、ヒアリングの有無など選定プロセスに係る事項については公開することはできない。

18. 事業実施後の報告・公表事項とはどのような内容か。

- ・事業実施後は、下記事項について資料の作成及びヒアリングを実施し、進捗状況を内閣府地方創生推進事務局ホームページにて公表する予定である。ただし、報告・公表事項は変わる可能性がある。

(1) 取組概要資料の作成

提案のあった課題に対し、どの程度課題の解決を図ることができたか、取組の概

要を記載。

(2) 検討会によるヒアリングの実施

都市が抱える個別課題等について、更なる課題解決に向け、取組概要資料に基づき検討会によるヒアリングを実施する。

(3) 取組内容等における動画の作成

取組内容及び今後の方針等を動画にまとめ内閣府地方創生推進事務局公式YouTubeにて公開し、課題解決に向けた取組内容等の横展開を図る。動画の内容は、都市と協議し、内閣府が作成する。

19. 募集期間中の事前相談は受け付けるのか。

- ・募集要領に記載のとおり事前相談は受け付けるが、透明性等の確保の観点から提案書類が提出された以降は受け付けない。
- ・当事務局は評価に関与しないことにご留意いただきたい。

20. 事業選定後は進捗状況等を報告する必要があるか。

- ・選定年度の翌年以降、選定都市に対し実施業況の確認のため、報告書提出、ヒアリング等を求め状況を公表する予定である。

3. SDGs自治体施策支援事業、地方創生推進事業費補助金（SDGs自治体施策支援事業分）

21. 地方創生支援事業費補助金（SDGs自治体施策支援事業分）（以下、「補助金」）について、どのような事業が対象となるのか。

- ・補助対象事業は、SDGsの達成に向けて、経済、社会、または、環境の側面から課題解決に向かい、将来、三側面への相乗効果へ繋がる事業であり、自律的好循環の形成に資する先進的で他のモデルとなる事業及びその取組や成果等について国内外へ普及啓発を行う事業とする。

22. 特別会計や企業会計から財源が拠出されるSDGs自治体施策支援事業についても補助対象となるか。

- ・特別会計等から財源が拠出されるSDGs自治体施策支援事業も、補助対象となる。

23. 補助金の繰越は可能か。

- ・令和8年度に繰越することはできない。

24. 補助事業はいつから着手できるか。

- ・補助金交付決定日以降である。
- ・交付決定前に、支出負担行為に当たる契約等を行うことはできない。

25. どのような経費が対象となるか。

- ・対象となる経費は、専門家の派遣にかかる人件費、旅費とする。また、試行的な事業等にかかる経費（需用費、役務費等）も対象とする。提案する経費のうち、委託費に含まれる経費については、提案様式1「（3）事業経費」に別途記載すること。

- ・なお、自治体が当然負担すべき経常的経費については原則的に対象外である。

26. 設備をリースにより導入することは可能か。

- ・リースによる設備導入は可能である。但し、基本的にはSDGs自治体施策支援事業期間中はリースを継続する必要があるところ、本補助金が充当できるのは1年目のみであることに留意されたい。

27. 補助金を任意の基金の積立金に使用することは可能か。

- ・本補助金を基金の積立金に充当することはできない。

28. 事業者等に一括委託とする経費については、原則として補助金の対象外とする理由如何。

- ・SDGsの推進については、地方公共団体自らが主体となって事業に取り組むべきであることから「一括委託」については、対象外とするものである。

29. 「一括委託」の判断基準如何。

- ・例えば、計画策定、事業構想の策定等事業の根幹に関わる内容を想定している。ただし、同過程において、提案者による主体的かつ能動的な関与が見込まれる場合は、必ずしも「一括委託」と判断されるものではない。
- ・例えば、高度な専門性が求められる工事の設計等、直接の調達が困難な場合は、「一括委託」に該当しないと考える。

30. 一括委託と判断された場合、直ちに地方創生SDGs課題解決モデル都市の選定対象外となるのか。

- ・直ちに選定対象外となるものではないが、事務局による整理及び検討会による評価において考慮・反映されるものとする。

31. 本補助金は適債か

- ・非適債であるが、ハード事業を制度上排除するものではない。

32. 補助金の自治体負担分に企業版ふるさと納税を充てることは可能か。

- ・企業版ふるさと納税を自治体負担分に充てることはできない。事業費から寄付額を差し引いた金額が補助対象経費となる。

4. 新しい地方経済・生活環境創生交付金

33. 新しい地方経済・生活環境創生交付金の弾力措置の対象となるか。

- ・対象とならない。